



企画委員会に労働者の代表を入れるよう

東京労働局に対し要請 -東京医療関連協



11月13日 東京労働局内会議室にて

11月13日(火)午前10時より1時間、厚生省5局長通知に基づく東京労働局への要請行動が東京九段の九段第3合同庁舎で行われ、東京医療関連労働組合協議会(東京医療関連協)から、11名が参加しました(うち東京医労連からは8名)。

東京労働局からは前回に続き、時間課課長補佐の楠(くすのき)氏が対応しました。

はじめに、森田書記長(関連協事務局長)が要請書を渡し、今回の要請趣旨を説明した上で、東京労働局としての今年度の取り組みなどを明らかにするよう求めました。

さらに、以前より要求している、取り組みを企画している「企画委員会」に、実際に夜勤職場などで働いている看護師等を入れ、実態をより反映するためにも、東京医療関連協から労働者の代表を加えるよう求めました。

課長補佐からは、今年度も労働時間管理のための研修会を行う方向で調整を進めていることや、それらを含め11月に企画委員会を開くことなどが明らかにされました。

労働者の参加については、その趣旨については理解するが、現在の構成でも運営に配慮が必要であり、すぐには難しいこと、現行の委員会の中でそのような意見が出れば、検討する可能性もある旨が述べられました。

また、企画委員会での議論の一部については東京労働局のホームページで閲覧可能だということです。

過酷な実態を示す 現場からの発言も

その後、現場実態も含めた懇談となりました。

都庁職病院支部の千葉かやとさんからは、都立病院で行った夜勤調査の中間報告も示しながら、年齢や仮眠に関係なく疲労度が蓄積することや、時間外の情報収集や記録業務などの残業で、夜勤者の半数が18時間から19時間の拘束時間となっていることなど、長時間夜勤の実態が語られました。

また、東京勤医会代々木病院の富田時子さんは、実感としての長時間

二交替夜勤の負担の大きさとともに、三交替職場でも、夜勤の入りのため有給休暇が充てられることが、不満となっており、夜勤交替制労働者の週労働時間の短縮をしてほしい、といった意見が述べられました。

その他の参加者からも、サービス残業も含めた、過酷な労働実態と、その改善を求める声が相次ぎました。

労働時間管理の研修会 に組合からも参加可

今回の要請では、年明け開催をめざしている労働時間管理の研修会へ、労働組合からの参加も可とする事が確認できました。

最後に、こうした懇談の場を引き続き設けてほしいということ強く要請して終了しました。